絆ゆいまるまつり (ふれあい福祉まつり) 参加者募集要項

1. 目 的

「絆ゆいまるまつり」(ふれあい福祉まつり)は、東海村で活動をしている市民活動者、団体・企業が一堂に会し、活動団体や一般住民との交流の機会を設ける。その交流の中では、参加者同士がかけ合わさり、これまでになかったコラボレーションをすることで、活動者や参加者などの新たなつながりが生まれる。また、世代を問わずに誰もが気軽に参加でき、体験などの機会を通じて、交流の輪が広がり、新たな活動のきっかけにつながっていくことを目的に開催する。

2. 主 催

ふれあい福祉まつり実行委員会

3. 後 援(依頼予定)

東海村

東海村教育委員会

社会福祉法人東海村社会福祉協議会

4. 開催日

(1) 開催日時

令和7年6月7日(土) 午前10時から午後3時まで 雨天決行

(2)前日準備(会場準備)令和7年6月6日(金) 午後3時から

5. 会 場

東海村総合福祉センター「絆」

6. 実行委員会

- (1) 役員会(正·副実行委員長,事務局)
 - ・総括 ・業者との連絡調整 ・各部門からの必要機材の取りまとめ
- (2) 実行委員
 - ・まつり全体の企画検討 ・各部門担当との連絡調整 ・広報関係
 - ・まつり開催に必要な業務

- 7. 参加団体・企業等
 - (1) 今回の「絆ゆいまるまつり」の主旨に賛同でき、別紙【出展基準】のすべて の条件を満たしている団体・企業・個人
 - (2)【参加申請書】期限までに提出すること(〆切日:3月7日)
 - ※今回の「絆ゆいまるまつり」は、活動者や参加者のコラボレーションを目的としているため、その目的を理解した団体等に出展していただく。
- 8. 参加要件

別紙【出展基準】参照

9. 出展の審査及び認定

応募があった出展団体・企業・個人については実行委員会で審査を行い、認定・不認定を決定する。審査結果については、メール等にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けないものとする。また、募集団体数が多数の場合、抽選となる場合がある。その際、抽選結果についてもメール等で通知する。

審査結果通知予定:3月17日(月)まで

10. 催事内容(各ブースの催事場所については、今後の出展団体数や各団体のかけ合わせによって変更となる可能性がある)

催事は3部門に分類し、それぞれ部門ごとのアイデアで催事内容を決めて運営していく。(実行委員会での了承を要す)

- ①体験・展示ブース
- ②物販ブース
- ③発表ブース
- (1) 体験・展示ブース
 - ・屋内,屋外(多目的グラウンド等)での催事を行うが,主として屋内では,ふれ あいロビー・ボランティア室を利用できる。
- ・展示はプロムナード(障がい者センター前~大広間休憩室前まで)の両側通路壁 を利用する。
- ・展示パネルは実行委員会側で設置する。

(2) 物販ブース

- ・物販ブースは多目的グラウンドでの催事がメインとなる。
- ・参加団体等が当日調理する食品や飲み物、加工済みの品物の販売を行う。
- ·飲食を伴う場合, 腸内病原菌検査を行うこと。 検査要領は, 事務局の指示で行う。
- ・販売当日、火気を使用する物販は屋外テントを利用する(屋内禁止)
- ・物販に使用する電源コンセント、水道の準備は、団体等と事務局とで調整する。
- ・衛生管理や機材の準備・ゴミ処理は、各団体で処理する。来場者が出したゴミは、 まつりで処分する。

(3) 発表ブース

- ・多目的ホールで実施可能な催事内容とする。
- ・出演団体は、**12団体**までとし、応募多数の場合は抽選で決定する。 (出演時間の制約)
- ・出演時間は準備、撤収を含み20分以内とし、用具の搬出入は各自で行う。
- ※ 第20回ふれあい福祉まつりふれあいステージのプログラムを参考にしている ため、参加希望団体数により出演団体、出演時間は変更あり。
- ※個人で発表を希望する場合,多目的ホールでの発表は行わず,他のブースを用いての発表となる。

11. ブースにおける募金活動等

以下のいずれかに該当する場合は、募金活動をすることができる。

- (1) 公益性の高い活動や事業を行うための募金活動。 (例. 教育・医療・福祉・環境保護・災害支援・まちづくりなどの活動資金集 めなど)
- (2) 公益性の高い団体や目的基金への寄付のための募金活動。 (例. 災害・福祉・国際義援金など)

12. 機材関係

- ・テント(1張), テーブル(2本まで), イス(3脚まで)・展示パネル・ガスボンベ・ガスコンロは参加申請書にて事務局へ依頼するが, その他の機材は実施団体等で準備する。
- ※個人で出展する場合、テント・テーブルは持参となる。
- ・ガスボンベやガスコンロ等の物品に関する費用は、各団体等で費用を負担する。
- ・イス, テーブル数を事務所手配限度以上に使用する場合, 当該団体等で準備する。

13. 参加者の駐車場, 駐輪場利用について (依頼予定)

・参加団体の「絆」内への駐車は原則認めないので、東海文化センター・役場、原 子力機構駐車スペースの利用をお願いする。

(シャトルバス運行は別途連絡)

- 14. ふれあい募金について
 - (1) あくまで任意ではあるが、売り上げ金の一部を「ふれあい募金」に寄付をお願いしたい。
 - (2)「ふれあい募金」の使途は、ふれあい福祉まつり実行委員会で協議し決定する。
- 15. ふれあい福祉まつり実行委員会事務局(阿久津・吉成)

社会福祉法人 東海村社会福祉協議会

東海村村松2005 (東海村総合福祉センター「絆」内)

TEL: 0 2 9 - 2 8 3 - 4 5 3 8 FAX: 0 2 9 - 2 8 3 - 4 5 3 5